

# 精神通院医療について

## 精神通院医療の概要

精神通院医療は、精神科病院や総合病院の精神科・心療内科、精神科診療所などに通院している方の精神疾患の軽減のために、必要な医療費の一部を公費負担する制度です。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、この制度を併用した場合、自己負担は1割に軽減されます。また、利用者の収入や世帯の所得額に応じて、毎月の支払額の上限が設定されます。

## 申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②保険証
- ③診断書(精神通院医療用)(様式は健康福祉課にあります。)
- ④受給者証(更新申請のみ)
- ⑤マイナンバーが分かるもの

※平成28年1月1日より個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりますのでご注意ください。

※自立支援医療(精神通院)は精神障害者保健福祉手帳と同時に申請することにより意見書(自立支援医療用)を省略することができます。

## 対象者

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症やうつ病などの精神疾患を有する方で、通院による(入院している者は含まない)精神医療を継続する方が対象。

## 有効期間

1年間(2年に一度意見書必要)